

(地独) 岩手県工業技術センターにおける第2期中期目標の期間の積立金について

【要旨】

地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）における第2期中期目標の期間（平成23年度から27年度まで）の積立金の一部を第3期中期目標の期間（平成28年度から32年度まで）の業務の財源に充てることを承認することについて、評価委員会の意見を聴こうとするもの。

1 承認の考え方

(1) 基本的な考え方

第2期中期目標の期間における積立金（目的積立金・積立金）のうち、法人の経営努力により生じた金額（目的積立金）について、第3期中期目標の期間の業務の財源に充てることを承認しようとするもの。

(2) 法人の経営努力の認定基準

- ア 第2期中期目標の期間における各事業年度評価の小項目において、8割以上がB評価以上（概ね計画どおり進んでいる）となっていること。
イ 人件費でないこと。

(3) 承認しようとする金額 158,536,365円

法人から繰越の承認申請があった第2期中期目標の期間における目的積立金（158,536,365円）については、第2期中期目標の期間における経営努力により生じたものと認められることから、当該金額を承認しようとするもの。

	H27	H26	H25	H24
地独法第40条第3項の剰余金	151,458,898	125,230,741	95,502,397	52,316,937
新規	54,958,444	58,036,694	62,505,460	52,316,937
前期末残高	96,500,454	67,194,047	32,996,937	0
取崩額	49,639,983	28,730,287	28,308,350	19,320,000
期末残高	101,818,915	96,500,454	67,194,047	32,996,937

$$\begin{aligned} \text{H27期末残高} &+ \text{H27目的積立金} = \text{承認しようとする金額} \\ 101,818,915\text{円} &+ 56,717,450\text{円} = 158,536,365\text{円} \end{aligned}$$

なお、人件費の残額である積立金（15,027,395円）については、県に納付させようとするもの。

第2期合計	H27	H26	H25	H24	H23
15,027,395	2,482,436	3,043,387	5,413,726	3,299,559	788,287

2 目的積立金の使途

法人の第3期中期計画に基づき、企業支援の充実の強化並びに人材育成及び施設設備の改善に充当する。

一地方独立行政法人法一

(利益及び損失の処理等)

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

一地方独立行政法人法施行細則(平成17年岩手県規則第1号)一

(積立金の処分に係る承認の手続)

- 第12条 法人は、**法第40条第4項**の規定に基づき積立金を**法第25条第1項**前段の規定により知事が定めた中期目標の期間の次の中期目標の期間における財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、当該中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該中期目標の期間の最後の事業年度の損益計算書を添付しなければならない。

(剰余金の納付の手続等)

- 第13条 法人は、**法第40条第6項**に規定する剰余金の額(以下「剰余金」という。)があるときは、剰余金に係る計算書に、**法第25条第1項**前段の規定により知事が定めた中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該中期目標の期間の最後の事業年度の損益計算書及びその他の当該剰余金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該中期目標の期間の最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。
- 2 前項の剰余金を納付する場合の納付期限は、別に定める。